

京都市中京区姉小路界限地区建築協定

建築協定区域

中京区大文字町、丸屋町、姉大東町、菊屋町、中白山町、下白山町、松下町、福長町、柳八幡町、油屋町、木之下町、丸木材木町、大阪材木町、綿屋町、車屋町の各一部

運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■目的

第1条 この建築協定は、「姉小路界限町式目（平成版）」を実現するために、建築基準法第69条及びこれに基づく京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第4条に定める建築協定区域内における建築物の用途及び形態に関する基準を定め、職住共存地区としての環境を維持増進しつつ、夜は静かで落ち着いた居住環境を保全することを目的とする。

■建築物の用途に関する基準

第6条 協定区域内においては、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。

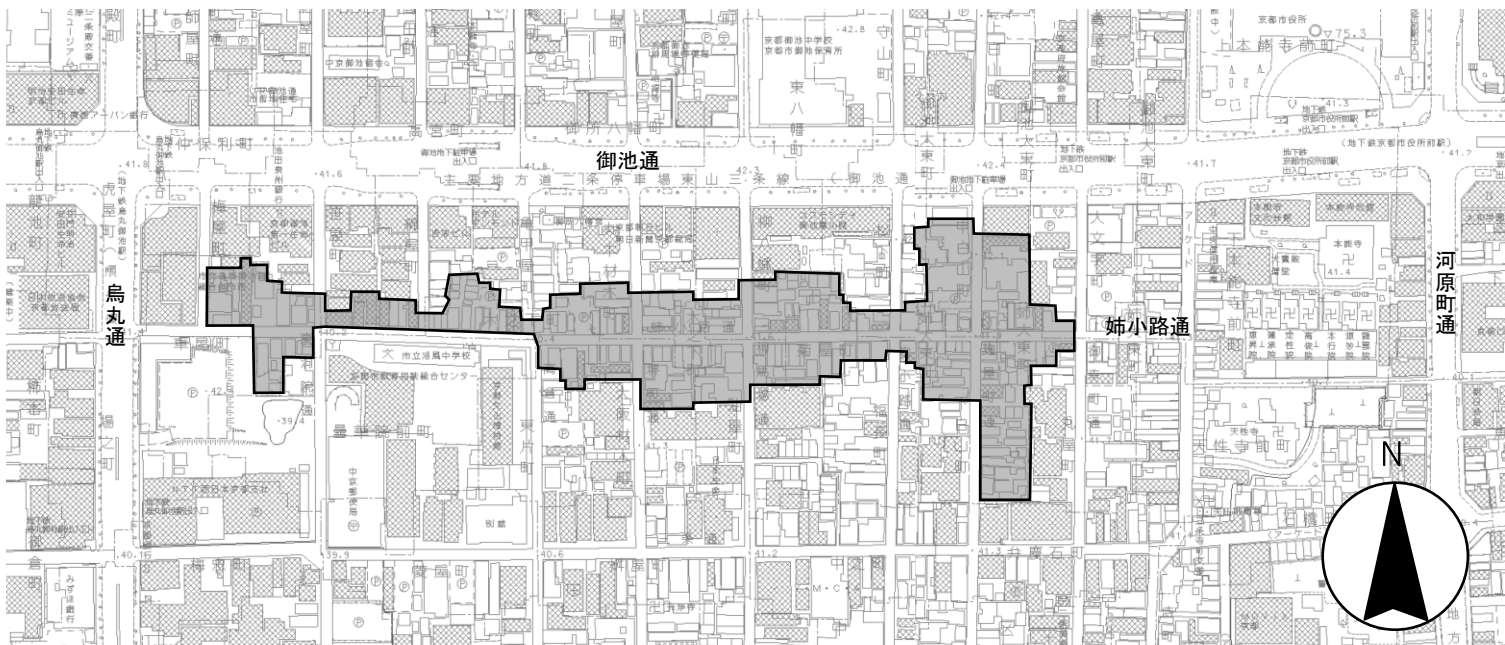
- (1) キャバレー、ナイトクラブ、バー、ダンスホールその他これらに類するもの
- (2) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の9の5に定めるもの
- (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (4) カラオケボックスその他これらに類するもの
- (5) 日用品を販売する店舗（当該店舗の営業時間が午前7時から午後10時までのものは除く。）
- (6) 共同住宅（すべての住戸の専用面積が45平方メートル以上のもの及び当該建築物の所有者の住宅が付属するものは除く。）
- (7) その他第8条に定める委員会が第1条の目的に反するものと認めるもの

■建築物の形態等に関する基準

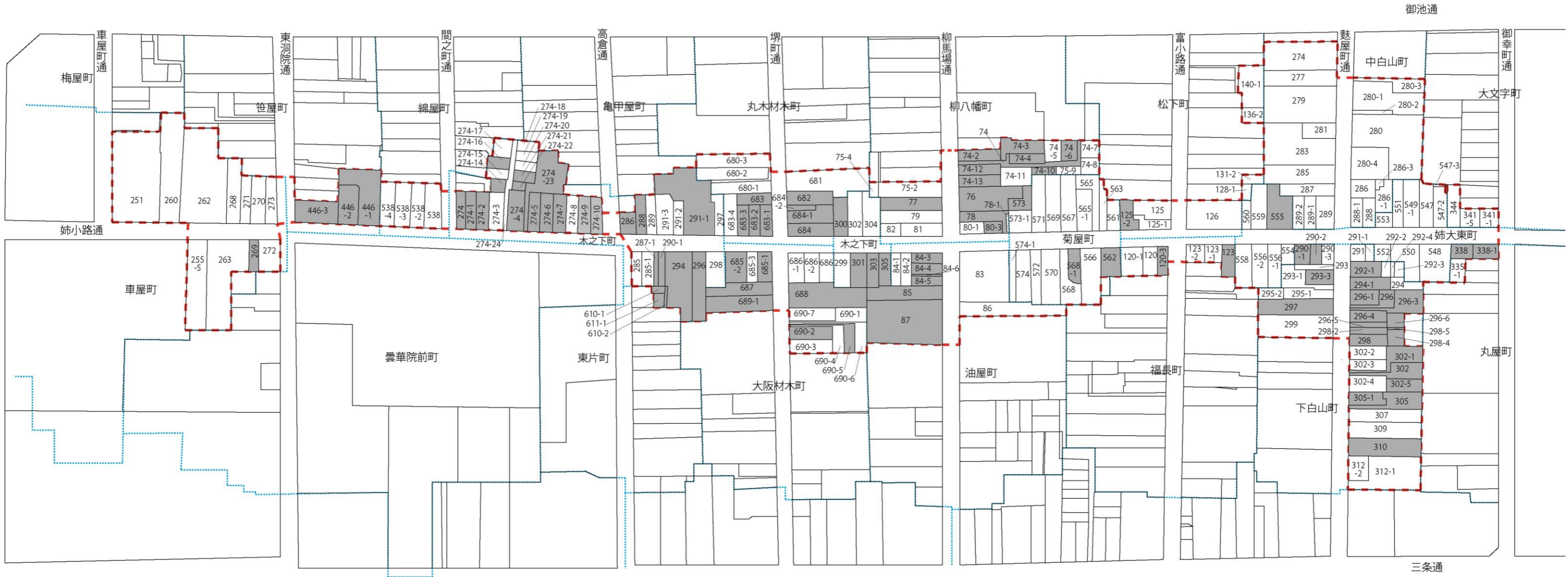
第7条 協定区域内の建築物の形態等は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。

- (1) 建築物の地上階数は、5以下とする。
- (2) 建築物の最高の高さ（階段室、昇降機塔、装飾塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分を含む。）は地盤面から18メートルを超えないものとする。
- (3) 1層2段以上の自動車車庫及び機械式駐車場については、隣地への騒音等を防止するため、周囲を壁及び屋根で囲まなければならない。

付近見取図



京都市中京区姉小路界限地区建築協定区域図



- 凡例
- 建築協定地区
 - 建築協定区域
 - 建築協定区域隣接地